

事務連絡
令和4年8月2日

各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課長
各都道府県私立学校主管部課長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課長

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課長

黄地 吉隆

文部科学省初等中等教育局

学校デジタル化プロジェクトチームリーダー

武藤 久慶

1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び 公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させることをねらいとする「GIGA スクール構想」を推進しているところであり、児童生徒の1人1台端末等のICT環境を活用した新しい学びが全国各地で開始されています。

このような中、学習指導要領の下、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して児童生徒の資質・能力を育成するためには、児童生徒の実情を踏まえながら、教科書、資料集等の教材、書籍、新聞、雑誌、インターネット等を効果的に組み合わせ活用することが重要です。

このような学習活動の充実のため、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」や、児童生徒の情報活用能力等を育成したりする「情報センター」としての機能等を有する学校図書館の利活用は大変有効です。については、図書館の充実を含め、学校図書館の環境整備を計画的に行っていただくとともに、学習活動における学校図書館の積極的な活用を図っていただくようお願いします。

また、一部の自治体においては、設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを一括で発行している事例が見られます（別紙参照）。このような取組は、各学校における学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の自宅等での学習においても効果的であると考えています。については、学校設置者と図書館担当部局

が連携し、こうした取組の実施を積極的に検討いただくようお願いします。

以上について、各都道府県担当課長におかれては、所管の学校・図書館及び域内の市（指定都市を除く。）区町村に対し、各指定都市担当課長におかれては、所管の学校・図書館に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

<本件連絡先>

(本事務連絡全般について)

初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

03-5253-4111（内線2940、2656）

(学校図書館の利活用及び環境整備、図書館との連携について)

総合教育政策局地域学習推進課図書館・学校図書館振興室

03-5253-4111（内線3717）

児童生徒に公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを発行している事例

○大阪府東大阪市「ひがしおおさか電子図書館」

東大阪市では市立図書館と連携して、令和3年6月24日より、「ひがしおおさか電子図書館」の専用IDを市内小中学校・高等学校の児童生徒に付与しました。蔵書数は、約4万7千点(うち、児童書約7700点)【令和4年3月末現在】。

児童生徒は市で配布されているiPadのホーム画面に設置されたアイコンから簡単にアクセスすることができ、朝の読書活動などにおいて、紙媒体の本に併せて「ひがしおおさか電子図書館」の本も自ら選んで読んでいます。令和4年度からは同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の本も提供され、活用の幅が広がりました。

ある児童は、「紙の本は探すのに時間がかかるけど、電子図書館は探すのが簡単。本を耳で聞けるのは印象に残った。もっと本が読みたくなった。」との感想を述べており、読書習慣の定着に寄与していることがうかがえます。(東大阪市教育委員会)

▼ひがしおおさか電子図書館

<https://web.d-library.jp/higashiosa/g0101/top/>

▼「GIGA スクール構想のタブレットを用いて「ひがしおおさか電子図書館」の利用が可能に」(東大阪市ホームページ)

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000031680.html>



○北海道帯広市「帯広市電子図書館」

帯広市図書館は電子図書の貸し出しサービス「電子図書館」を令和3年4月から運用開始しました。市内の全小中学生にはGIGAアカウントの配布に併せて、電子図書を借りるためのIDも付与して活用を進めており、令和3年度の電子図書の貸出冊数約19万冊のうち、小中学生による利用が約15万2千冊で全体の8割を占めた状態となりました。

児童生徒は市で配布した端末を用いて、朝読書や授業での調べ学習、家庭に端末を持ち帰っての読書・自主学習などにおいて、紙媒体の本と併せて利用しています。

また、市内小中学校の先生や保護者を対象に、帯広市電子図書館を使いこなすためのテクニックを紹介する「帯広市電子図書館使いこなし教室」を開催しており、クラス全員で同じ書籍を読む方法や外国語授業、SDGsやキャリア教育に活用できる授業展開のアイデアを司書が説明するなど、より有効に電子図書館を活用してもらえるような取り組みを行っています。(帯広市教育委員会)

▼帯広市電子図書館

<https://www.lib-obihiro.jp/toshow/html/e-lib.html>



以上のほか、文部科学省が作成した以下のリーフレットにおいて、電子書籍を導入している学校図書館や図書館の取組事例等を記載していますので、御参考としてください。

○文部科学省「令和2年度電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査」調査報告書概要

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0202.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0203.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20210610-mxt_chisui02-000008064_0204.pdf

